

【新設】(その他の国外源泉所得に係る所得の金額の計算)

16-3-19の2 令第141条の8第1項《その他の国外源泉所得に係る所得の金額の計算》に規定する「国外源泉所得に係る所得のみについて各事業年度の所得に対する法人税を課するものとした場合に課税標準となるべき当該事業年度の所得の金額に相当する金額」とは、現地における外国法人税の課税上その課税標準とされた所得の金額そのものではなく、当該事業年度において生じた令第141条の2第2号《国外所得金額》に掲げる国外源泉所得（以下この節において「その他の国外源泉所得」という。）に係る所得の計算につき法（措置法その他法人税に関する法令で法以外のものを含む。）の規定を適用して計算した場合における当該事業年度の課税標準となるべき所得の金額をいう。

【解説】

- 1 平成27年度の税制改正により、内国法人の外国税額控除における国外所得金額は、「国外事業所等帰属所得に係る所得の金額」と「その他の国外源泉所得に係る所得の金額」との合計額とされるとともに、その他の国外源泉所得に係る所得の金額は、その他の国外源泉所得に係る所得のみについて各事業年度の所得に対する法人税を課するものとした場合に課税標準となるべきその事業年度の所得の金額に相当する金額とされた（令141の2、141の8①）。

また、外国税額の控除限度額は、次の算式によって計算した金額とされている（令142①）。

（算式）

$$\text{当期の全世界所得金額に対する法人税額} \times \frac{\text{当期の調整国外所得金額}}{\text{当期の全世界所得金額}}$$

(注) 調整国外所得金額とは、法人税法第57条《青色申告書を提出した事業年度の欠損金の繰越し》等の規定を適用しないで計算した場合の国外所得金額に、非課税国外源泉所得に係る所得の金額の除外、国外所得金額の90%シーリング等の調整を加えた金額をいう（令142③）。

- 2 この算式の意味するところは、当期の全世界所得に対して我が国の税法により課税されるべき法人税額のうち、国外源泉の所得に対応する部分の金額を限度として外国税額の控除を認めるというものであり、換言すれば、国内源泉の所得に対して課されるべき法人税額にまで浸食して控除を認めることはしないということである。

したがって、この場合の調整国外所得金額及びその計算の基礎となるその他の国外源泉所得に係る所得の金額は、全世界所得金額と同じ計算原理によって計算したものでなければならないから、外国におけるその国の法令に定める課税標準の計算方法にかかわらず、我が国の法人税法、租税特別措置法その他の関係法令の規定によって計算した金額によるべきものとされる。

- 3 この点、法令上も、その他の国外源泉所得に係る所得の金額は、「同号に掲げる国外源泉所得に係る所得のみについて各事業年度の所得に対する法人税を課するものとした場合に課税標準となるべき当該事業年度の所得の金額に相当する金額」と規定されており（令141の8①）、その他の国外源泉所得に係る所得の金額について我が国の税法に基づき計算

した金額によることは自明なのであるが、念のためその旨を本通達において明らかにしている。

4 連結納税制度においても、同様の通達（連基通 19-3-19 の 2）を定めている。